５～14　［略］

15　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社にあっては、⑶に掲げる事項を省略することができる。なお、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。

⑴・⑵　［略］

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

16　［略］

17　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、⑴に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第２条第３項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第61条に規定する連結計算書類（以下「連結計算書類」という。）を作成する事業者は、注記を要しない。

⑴・⑵　［略］

18～21　［略］

22　収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社にあっては、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が記載注意４に掲げる注記すべき事項と同一である場合においては、次に掲げる事項の注記を要しない。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

⑵　収益を理解するための基礎となる情報（ただし、個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

23　その他の注記は、３から22までに掲げるもののほか、貸借対照表等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

第５表

電気事業営業費用明細表

［略］

区　　分	［略］
［略］	
［別へ］	
［略］	

５～14　［略］

15　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。

⑴・⑵　［略］

［新設］

16　［略］

17　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、⑴に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第２条第３項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第61条に規定する連結計算書類を作成する事業者は、注記を要しない。

⑴・⑵　［略］

18～21　［略］

［新設］

22　その他の注記は、３から21までに掲げるもののほか、貸借対照表等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

第５表

電気事業営業費用明細表

［略］

区　　分	［略］
［略］	
再エネ特措法納付金	
［略］	